

【重要なお知らせ】

# 保険医・保険薬剤師の申請・届出はマイナポータルから

マイナポータルへのアクセスはこちらから→  
<https://myna.go.jp/>



令和8年2月24日から、保険医・保険薬剤師の新規登録申請のほか、管轄変更等の届出についてもマイナポータルを利用したオンラインでの申請・届出が可能となりました。

## 手続き方法について

今後の申請・届出については、医師・歯科医師・薬剤師ご本人により、マイナポータルを通じて手続きを行っていただきますようお願いいたします。（紙による申請・届出も引き続き可能ですが、従来の添付書類のほかに番号確認書類等が必要になります。）

「マイナポータル」は、マイナンバーカード、パスワード、スマートフォン・タブレット・PC等を準備の上、インターネットに接続しアクセスしてください。

【初めてマイナポータルをご利用になる方】

従来、紙で新規登録申請を行っていた方が、管轄変更等の届出を行う場合には、マイナポータルでの初期設定（初回のみ）が必要です。

## オンライン申請・届出の主なメリット



### ポイント1 いつでも申請・届出が可能

マイナポータルは24時間365日利用できるため、夜間や休日でも手続きが可能で  
す。（メンテナンス等のシステム停止時を除く。）

### ポイント2 時間や費用の負担軽減

紙の申請書作成、窓口持参、郵送等が不要となり、移動時間や郵送費用の削減につ  
ながります。

### ポイント3 登録情報の確認が容易

保険医・保険薬剤師として登録されている情報をマイナポータル上でいつでも確認  
できます。

### 問合せ先

手続き方法等についてご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせ  
ください。

関東信越厚生局山梨事務所 電話：055-209-1001

# 保険医・保険薬剤師 様

令和8年2月24日より、**保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出**について、**マイナポータル**を利用した**オンライン申請**がご利用いただけるようになりました。

これまで、都県事務所等へ郵送または持参して行っていた手続きの多くが、オンラインで申請可能となり、手続きがより簡単で便利になります。

お忙しい診療の合間でも手続きしやすくなっておりますので、該当する手続きがある場合は、ぜひオンライン申請をご活用ください。

## ○オンライン申請の主なメリット

### 1. いつでも申請・届出が可能

マイナポータルは24時間365日夜間や休日を問わず申請・届出が可能です。

### 2. 時間や費用の負担軽減

紙の申請書作成、窓口への持参、郵送などが不要となり、移動時間や郵送費用の削減につながります。

### 3. 登録情報の確認が容易

登録されている情報をマイナポータル上でいつでも確認できます。

## ○対象となる主な手続き

- 保険医・保険薬剤師の**新規登録申請**
- 管轄変更などの**各種届出**

### ①地方厚生局の管轄を越えて異動したとき

※ただし、**関東信越厚生局で登録票がすでに交付されている場合は、手続きは不要です。**

#### 〈異動例〉

- 関東信越厚生局 → 東海北陸厚生局
- 関東信越厚生局 → 近畿厚生局 など

### ②保険医・保険薬剤師の氏名変更

### ③保険医・保険薬剤師の登録を抹消するとき

### ④登録票の再交付を受けようとするとき

- 上記届出については、マイナポータルよりオンライン申請が可能です。

申請・操作方法等につきましては、下記 URL に掲載しておりますのでご活用ください。

関東信越厚生局 > 申請等手続き > 保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido\\_kansa/hoken\\_toroku/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_toroku/index.html))

〒400-0031 甲府市丸の内1丁目1番18号

甲府合同庁舎9階

関東信越厚生局山梨事務所

TEL 055-209-1001